

水道料金等の収納率の確保に関する覚書

平成 年 月 日

委託者 尼崎市東七松町2丁目4番16号  
尼崎市  
代表者 尼崎市公営企業管理者

印

受託者

印

尼崎市（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）との間で、平成 年 月 日付けで締結した尼崎市水道料金徴収等業務委託契約に基づいて実施する水道料金等徴収業務について、次のとおり覚書を交換する。

（目標収納率等）

第1条 契約期間における水道料金及び下水道使用料の当年度基準収納率、前年度基準収納率並びに目標収納率及び目標達成年度は、別紙1のとおりとする。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の基準収納率等について受託者と協議のうえ、変更することができる。

（委託料の加減）

第2条 委託者は、受託者が前条に規定する当年度基準収納率を0.02%上回ったときは、別紙2に定めるところにより、当該上回った率に応じて定める額を受託者からの請求に基づき支払うものとする。ただし、前年度基準収納率を下回らないことを前提条件とし、前年度基準収納率を下回った場合は、0.01%下回るごとに、別紙2の係数のランクを1ランク下げるものとする。ただし、経過措置として、平成31年度については、前年度基準収納率を上回った場合は、0.01%上回るごとに、別紙2の係数のランクを1ランク上げるものとする。

2 委託者は、受託者が前条に規定する基準収納率を0.01%下回ったときは、当該下回った率に応じて別紙2に定める額を各年度の3月分の委託料から減額する。

第3条 他都市の収納状況に応じて、この覚書を3年後に見直しをするものとする。なお、社会情勢の変化等に対応し、それ以前に見直しをする場合がある。

この覚書は、平成 年 月 日から適用する。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

以 上

## 基準収納率

## 1 当年度基準収納率

当年度金額収納率について

水道料金	99.31%
下水道使用料	99.15%

備考「当年度金額収納率」とは、「当年度末までに収納した水道料金及び下水道使用料の収納金額」を「更正後の調定金額」で除して得た割合とする。この場合において、「更正後の調定金額」とは、前年度6期分から当年度5期分までの水道料金及び下水道使用料の当初調定金額（調定更正があった場合は、当年度末日現在における更正後の調定金額）とし、「当年度末までに収納した水道料金及び下水道使用料の収納金額」とは、「更正後の調定金額」に含まれる水道料金及び下水道使用料のうち、当年度の末日現在における収納済の金額とする。

## 2 前年度基準収納率

前年度金額収納率について

水道料金	99.82%※
下水道使用料	99.76%※

備考「前年度金額収納率」とは、「当年度末までに収納した水道料金及び下水道使用料の収納金額」を「更正後の調定金額」で除して得た割合とする。この場合において、「更正後の調定金額」とは、前年度1期分から前年度6期分までの水道料金及び下水道使用料の当初調定金額（調定更正があった場合は、当年度末日現在における更正後の調定金額）とし、「当年度末までに収納した水道料金及び下水道使用料の収納金額」とは、「更正後の調定金額」に含まれる水道料金及び下水道使用料のうち、当年度の末日現在における収納済の金額とする。

※前年度基準収納率は過去3か年（平成26年度から平成28年度まで）の1年経過後の金額収納率の最高値

## 3 目標収納率及び目標達成年度

## (1) 目標収納率（当年度金額収納率）

水道料金	99.36%
下水道使用料	99.20%

## (2) 目標達成年度

2021年度末

## 水道料金

当年度金額収納率	係数	ランク
99.37%を超えるもの	0.50	5
99.36%を超え99.37%以下のもの	0.30	4
99.35%を超え99.36%以下のもの	0.20	3
99.34%を超え99.35%以下のもの	0.15	2
99.33%を超え99.34%以下のもの	0.10	1
99.32%を超え99.33%以下のもの	0.00	0
99.31%を超え99.32%以下のもの	0.00	0
99.30%を超え99.31%以下のもの	0.00	0
99.29%を超え99.30%以下のもの	△0.20	△1
99.28%を超え99.29%以下のもの	△0.30	△2
99.27%を超え99.28%以下のもの	△0.40	△3
99.27%以下のもの	△0.50	△4

## 第2条第1項に定める額

{ (当年度末までに収納した水道料金の収納金額) - (更正後の水道料金の調定金額) × 99.33% }  
×係数

## 第2条第2項に定める額

{ (当年度末までに収納した水道料金の収納金額) - (更正後の水道料金の調定金額) × 99.30% }  
×係数

備考 「更正後の水道料金の調定金額」とは、前年度6期分から当年度5期分までの水道料金の当初調定金額（調定更正があった場合は、当年度末日現在における更正後の調定金額）とし、「当年度末までに収納した水道料金の収納金額」とは、「更正後の水道料金の調定金額」に含まれる水道料金のうち、当年度の末日現在における収納済の金額とする。また、「更正後の水道料金の調定金額」、「当年度末までに収納した水道料金の収納金額」とともに税抜額とし、税込額を調定時の消費税及び地方消費税の率により割り戻した金額とする。割り戻した際の円位未満の端数については、「更正後の調定金額」、「収納金額」とともに切り捨てる。また、算式中、円位未満の端数がでた場合は、その都度切り捨てる。

下水道使用料

当年度金額収納率	係数	ランク
99.21%を超えるもの	0.50	5
99.20%を超え99.21%以下のもの	0.30	4
99.19%を超え99.20%以下のもの	0.20	3
99.18%を超え99.19%以下のもの	0.15	2
99.17%を超え99.18%以下のもの	0.10	1
99.16%を超え99.17%以下のもの	0.00	0
99.15%を超え99.16%以下のもの	0.00	0
99.14%を超え99.15%以下のもの	0.00	0
99.13%を超え99.14%以下のもの	△0.20	△1
99.12%を超え99.13%以下のもの	△0.30	△2
99.11%を超え99.12%以下のもの	△0.40	△3
99.11%以下のもの	△0.50	△4

第2条第1項に定める額

{ (当年度末までに収納した下水道使用料の収納金額) - (更正後の下水道使用料の調定金額) ×  
99.17% } × 係数

第2条第2項に定める額

{ (当年度末までに収納した下水道使用料の収納金額) - (更正後の下水道使用料の調定金額) ×  
99.14% } × 係数

備考 「更正後の下水道使用料の調定金額」とは、水道料金と同時徴収している前年度6期分から当年度5期分までの下水道使用料の当初調定金額（調定更正があった場合は、当年度末日現在における更正後の調定金額）とし、「当年度末までに収納した下水道使用料の収納金額」とは、「更正後の下水道使用料の調定金額」に含まれる下水道使用料のうち、当年度の末日現在における収納済の金額とする。また、「更正後の下水道使用料の調定金額」、「当年度末までに収納した下水道使用料の収納金額」ともに税抜額とし、税込額を調定時の消費税及び地方消費税の率により割り戻した金額とする。割り戻した際の円位未満の端数については、「更正後の調定金額」、「収納金額」ともに切り捨てる。また、算式中、円位未満の端数がでた場合は、その都度切り捨てる。